

○ ○ ○ ○ 殿

日本学術振興会会長 吉 川 弘 之

平成13年度科学研究費補助金（学術創成研究費(2)）  
交付決定通知書

さきに交付申請のありました平成13年度科学研究費補助金（学術創成研究費(2)）につきましては、日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成11年日本学術振興会規程第6号。以下「取扱要領」という。）

第10条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同取扱要領第10条第4項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、金                    円とする。  
    うち（直接経費                    円）  
        （間接経費                    円）
- 3 補助金の各研究代表者への配分額は、交付申請書に記載の各研究代表者ごとの直接経費の額とする。
- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した経費と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、日本学術振興会法（昭和42年法律第123号）、科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）及び取扱要領に従わなければならない。また、その他関係法令を遵守すること。
- 6 補助条件は、前項に定めるもののほか次のとおりとする。
  - (1) 補助金の交付決定額のうち、直接経費と間接経費の間での金額の増減はできない。
  - (2) 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ日本学術振興会の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えない範囲で次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 研究実施計画の研究方法を変更する場合
    - イ 役割分担を変更する場合
    - ウ 補助金の各研究代表者への配分額に影響を及ぼすことなく、その配分額の使用内訳について、各々の支出費目の額を300万円又は各研究代表者への配分額の30%の額のいずれか高い額以内で増減する場合
  - (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、日本学術振興会の承認を受けなければならない。
  - (4) 補助事業の実施期間は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までとする。なお、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業者は速やかに日本学術振興会に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 補助事業者は、補助事業を遂行するため契約を締結し支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげるように経費の効率的使用に努めなければならない。
  - (6) 補助事業者は、補助事業完了（廃止の承認を受けたときを含む。）後30日以内又は平成14年4月10日のいずれか早い日までに補助事業の経過等を記載した実績報告書を作成し、日本学術振興会に提出しなければならない。
  - (7) 補助事業者が、この補助金による研究成果により相当の利益を得たと認められる場合には、その利益の範囲内において補助金の返還を命ずることがある。
  - (8) 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、法令、告示、通知及び各研究機関等で定めた規定等により、承認・届出・確認等が必要な場合は、所定の手続を行わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服がある場合における取扱要領第11条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成13年8月20日とする。